

船舶インシデント調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年6月20日 08時00分ごろ
発生場所	愛媛県松山市興居島西方沖 松山港吉田浜地区防波堤灯台から真方位307° 2.5海里付近 （概位 北緯33° 52.4′ 東経132° 39.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート松栄丸は、航行中、主機の逆転減速機のクラッチが嵌合できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年10月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 松栄丸、5トン未満（長さ7.8m） 281-14280愛媛、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力121.4kW、連続最大回転数毎分2,600、使用燃料軽油、昭和56年8月
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約2.6m
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、航行中、主機の逆転減速機のクラッチが嵌合できなくなり、運航不能となった。 本船は、船長が118番通報で海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇にえい航救助された。 本船は、本インシデント後、造船所修理担当者が主機の逆転減速機を開放したところ、作動油にゴミ等が混入し、こし器エレメントが目詰まりして作動油の圧力が低下していることが確認され、同担当者によって掃除が行われ、復旧後、クラッチの作動確認を行い、正常に作動した。 本船は、船長が平成9年ごろ中古で購入し、就航から本インシデント発生前まで一度も作動油が交換されておらず、また、作動油のこし器エレメントの点検掃除が行われていなかった。
分析	本船は、中古船として購入されて以来、主機の逆転減速機の作動油の交換及び作動油のこし器エレメントの点検掃除が一度も行われていない状態で航行中、作動油のこし器エレメントが、ゴミ等で目詰まりしたことから、クラッチの作動油の圧力が低下し、主機の逆転減速機のクラッチが嵌合できなくなり、運航不能となったものと推定される。

原因	本インシデントは、本船が、中古船として購入されて以来、主機の逆転減速機の作動油の交換及び作動油のこし器エレメントの点検掃除が一度も行われていない状態で航行中、作動油のこし器エレメントが、ゴミ等で目詰まりしたため、クラッチの作動油の圧力が低下し、主機の逆転減速機のクラッチが嵌合できなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、定期的にクラッチ作動油の交換及び作動油のこし器エレメントの点検掃除を行うこと。